









6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数			
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0
		常勤換算数	0.0
			③非常勤者の実数
			常勤換算数
			0.0
(2)施設・事業所職員の人数			
①常勤専従者の実数	83	②常勤兼務者の実数	0
		常勤換算数	0.0
			③非常勤者の実数
			常勤換算数
			21
			10.0

7. 前会計年度の評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
平成28年5月30日	8	6	2		① 平成27年度 事業報告 ② 平成27年度収支決算
平成28年10月4日	7	5	2		地域小規模児童養護施設すずらん新築工事請負契約締結
平成28年12月21日	8	6	2		① 定款変更認可申請 ② 平成28年度補正予算
平成29年2月14日	7	7	1		決議事項なし(報告2件)
平成29年3月29日	5	6	1		① 第2次補正予算 ② 平成29年度事業計画(案) ③ 平成29年度予算(案)

## 8. 前会計年度の理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会 開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事 別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成28年5月30日	6	2	① 平成27年度 事業報告 ② 平成27年度収支決算
平成28年9月7日	7	2	① 地域小規模児童養護施設すずらん施設整備事業計画 ② 地域小規模児童養護施設すずらん施設整備事業に係る入札
平成28年10月4日	6	2	地域小規模児童養護施設すずらん新築工事請負契約締結
平成28年12月21日	7	2	① 定款変更認可申請 ② 平成28年度補正予算
平成29年2月14日	7	1	① 評議員選任・解任委員会運営細則制定 ② 評議員選任・解任委員会委員の選任 ③ 評議員選任候補者の推薦 ④ 役員等報酬等規程の一部改正
平成29年3月29日	6	1	① 第2次補正予算 ② 平成29年度事業計画(案) ③ 平成29年度予算(案) ④ 給与規程の一部改正







10. 前会計年度の会計監査の状況

(1) 会計監査人による会計監査報告における意見の区分

(2) 会計監査人による監査報告書

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分 コード分類	①-2拠点区分 名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称						
		③事業所の所在地			④事業所の土地の 保有状況	⑤事業所の建物の 保有状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月~3 月)利用者延べ総 数(人/年)		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					
001	本部拠点	00000001	本部経理区分		扶桑苑						
		北海道	札幌市北区	北区篠路2条9丁目1番15号		3 自己所有	3 自己所有	昭和34年3月24日	0	0	
		ア建設費					0				
		イ大規模修繕									
002	柏葉荘拠点	01020301	児童養護施設		柏葉荘						
		北海道	札幌市北区	篠路2条9丁目1番15号		3 自己所有	3 自己所有	昭和34年3月24日	94	11,136	
		ア建設費	平成14年7月27日	370,601,000	586,530,000	70,000,000	1,027,131,000	3,291.200			
		イ大規模修繕									
		02090501	子育て短期支援事業		柏葉荘						
		北海道	札幌市北区	篠路2条9丁目1番15号		3 自己所有	3 自己所有	平成8年4月1日	0	138	
		ア建設費					0	3,291.200			
		イ大規模修繕									
002	柏葉荘拠点	01020301	児童養護施設		ひまわり						
		北海道	札幌市手稲区	新発寒7条9丁目4番2号		3 自己所有	3 自己所有	平成28年12月1日	6	72	
		ア建設費	昭和63年12月4日	19,424,000	11,000,000	3,000,000	33,424,000	229.540			
		イ大規模修繕									
003	柏葉保育園 拠点	02091201	保育所		柏葉保育園						
		北海道	札幌市白石区	南郷通15丁目北3-12		1 行政からの興借等	3 自己所有	昭和43年11月1日	120	1,522	
		ア建設費	平成22年4月1日	37,142,000	161,011,000	60,000,000	258,153,000	1,038.100			
		イ大規模修繕									
		02090901	一時預かり事業		柏葉保育園						
		北海道	札幌市白石区	南郷通15丁目北3-12		1 行政からの興借等	3 自己所有	平成21年4月1日	0	10	
		ア建設費				0	0	1,038.100			
		イ大規模修繕									
004	二十四軒保 育園拠点	02091201	保育所		二十四軒保育園						
		北海道	札幌市西区	二十四軒3条7丁目5-28-213		3 自己所有	3 自己所有	昭和50年10月1日	60	1,066	
		ア建設費	昭和50年9月1日	23,675,000		0	23,675,000	444.650			
		イ大規模修繕									
		02090901	一時預かり事業		二十四軒保育園						
		北海道	札幌市西区	二十四軒3条7丁目5-28-213		3 自己所有	3 自己所有	平成22年4月1日	20	34	
		ア建設費				0	0	444.650			
		イ大規模修繕									







## 15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	無し
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

# 社会福祉法人 扶桑苑 役員名簿

(平成29年6月23日現在)

## 《 理事・監事 》

(任期 平成29年6月23日～2年以内の最終定時評議員会)

区分 役名	氏 名	職 業	自 宅 住 所	役員就任年月日 (役員初就任年月日)
理事長	小川 敏雄	一般財団法人役員	非 開 示	平成29年6月23日 (平成21年5月27日)
常務理事	田中 和男	扶桑苑常務理事	非 開 示	平成29年6月23日 (平成26年1月29日)
理 事	高田 研司	学校法人理事長	非 開 示	平成29年6月23日 (平成16年1月29日)
理 事	谷山 正司	元市教育委員会	非 開 示	平成29年6月23日 (平成28年1月29日)
理 事	森脇 宏	社会福祉法人施設長	非 開 示	平成29年6月23日 (平成28年1月29日)
理 事	藤本 欣也	社会福祉法人役員	非 開 示	平成29年6月23日 (平成28年1月29日)
理 事	丹野 靖子	柏葉保育園長	非 開 示	平成29年6月23日 (平成28年1月29日)
監 事	牛坂 浩	団体事務局長	非 開 示	平成29年6月23日 (平成22年4月1日)
監 事	高野 一夫	公認会計士 税理士	非 開 示	平成29年6月23日 (平成27年1月29日)

# 社会福祉法人 扶桑苑 役員名簿

(平成29年6月23日現在)

## 《 評 議 員 》

(任期 平成29年6月23日～4年以内の最終定時評議員会)

区分 役名	氏 名	職 業	自 宅 住 所	評議員就任年月日 (役員初就任年月日)
評議員	本館 嘉三	会社顧問	非 開 示	平成29年4月1日 (平成18年1月29日)
評議員	越前屋廣明	団体役員	非 開 示	平成29年4月1日 (平成16年12月9日)
評議員	細川 正人	札幌市議会議員	非 開 示	平成29年4月1日 (平成18年1月29日)
評議員	伊藤 貞三	社会福祉法人役員	非 開 示	平成29年4月1日 (平成19年3月21日)
評議員	大竹 實	団体役員	非 開 示	平成29年4月1日 (平成22年1月29日)
評議員	伊藤 まち子	社会福祉法人役員	非 開 示	平成29年4月1日 (平成22年4月1日)
評議員	大山 則夫	社会福祉法人参与	非 開 示	平成29年4月1日 (平成22年7月1日)
評議員	坂口 嘉勝	会社参与	非 開 示	平成29年4月1日 (平成24年12月20日)



## 社会福祉法人 扶桑苑 役員等報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人扶桑苑（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬、旅費及び交通費（以下「報酬等」という。）の支給の基準を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の各号に定める報酬等を支給する。

(1) 非常勤の理事長

ア 報酬

月額8万円

イ 旅費

法人旅費規程による。

(2) 常勤の常務理事

ア 報酬

月額25万円

イ 旅費

法人旅費規程による。

ウ 交通費

法人給与規程による。

(3) 非常勤の評議員、理事(理事長を除く。)及び監事

ア 報酬

次の業務に従事する場合に1日につき1万円

(ア) 評議員会又は理事会への出席

(イ) 行政が実施する監査への立会等職務に関連する業務

(ウ) 監事監査の実施

(エ) 評議員選任・解任委員会への出席

(オ) その他理事長が必要と認める業務

イ 旅費

法人旅費規程による。

2 役員等には、前項に規定するもの以外の賞与、退職手当等一切のものは、これを支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、職員給与を支給されている職員が理事を兼ねる場合、職員給与以外のものは、これを支給しない。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給の時期及び手段は、次の各号のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号の役員等

ア 支給の時期

法人職員に対する給与支給日

イ 支給の手段

銀行口座への振込み

(2) 前条第1項第3号の役員等

ア 支給の時期

前条第1項第3号アに列挙する業務に従事した日

イ 支給の手段

現金渡し

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、その金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 法人は、この基準を、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この基準を改正し、又は廃止するときは、評議員会の承認を受けなければならない。

(補則)

第6条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成29年6月23日から施行する。